

現在小作料は一响につき一石八斗より二石四斗内外なるも農民は一般に地味掠奪の傾向を帯び收穫は幾分減少し定額小作に對して其の率は上騰する様なり。又一方地主より考えれば小作料の上騰は地價の低落と相殺するものの如く考え若し小作者にして土地改良耕種改善等による土地肥沃度の上昇を計り地價の上昇を計るも地主は其の恩恵を忘れ忽ちに小作料の釣上をなさんとす。故に小作人は自發的に土地改良を計るを快しとせず、然れども小作料の規約規定の曉は自然農民も自覺し肥料改良も計られ收穫増加すれば一般に小作料は向上の一法を辿るものと思考さる。

九、現在小作の適否改善方法

現在滿人間の小作の不利且つ不安と考えらるゝ點は小作料規定の不統一なるを主要素とす。之がために生れる惡影響は此の點が考えらる。

- (一) 規定不統一なるため定額小作にて一見平穩なるが如きも收穫の増減による小作料變更の際不便を感じる事多し。
- (二) 土地改良肥料改良等により地味肥沃になり、地價上昇の時地主は自由に小作料を釣上げんとす。
- (三) (一) の條件により小作人は小作料の釣上げを恐れ自發的の土地改良を斷念の止むなからしむ。
- (四) 水害天災等による小作料減免の規定無くかゝる場合の妥協的對策をとる方便なき憾あり。

以上の如き不便を伴ふ現小作慣行には一時も早く小作法の制定の急なるを要す。次に滿人地主の水田經營上には屢々鮮人と滿人間に紛争絶え間なく縣公署及領事館方面には施政上一大痛を形成せるの觀あり。

即ち一例を示せば滿人の畑作と鮮人の水田作とは自ら其の趣きを殊にし水流有無に多大の關係あり、康德元年度には鮮人の遼子營移住者多くなり、耕地の拂底により鮮人は滿人の好まざる條件あるに拘らず、土地借用の爲に事更に滿人の畑に地を掘り滿人の大豆の早苗時に浸水せしめ滿人小作人の放棄の止むを得ざらしめ、かくして小作契約の鮮人移向を計る等相當の手段を講ずるが如き事實もあり。これも鮮人の滿洲に於ける水田耕作法の制定を俟たざれば解決せらるゝ事なし。

以上

三、政治

民政部 永 富 直 明

目 次

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| 第一編 一般警察概況    | 第一節 自衛團の現狀          |
| 第二編 保甲制度      | 第二節 制度に對する一般農民の認識程度 |
| 第一節 制度運用の現狀   | 第三節 將來改善すべき諸點       |
| 第二節 十家長、百家長の制 | 第四編 治 安             |
| 第三節 保甲牌長      | 第一節 事變前後の治安一般       |
| 第四節 連坐法       | 第二節 日滿軍警の配置         |
| 第五節 戸口調査      | 第三節 現在の治安狀況         |
| 第六節 牌の構成狀態    | 第四節 匪賊對策            |
| 第七節 制度の長所     | 第五節 武器回收            |
| 第八節 將來改善すべき諸點 | 第六節 犯 罪             |
| 第三編 自衛團       | 第七節 其 の 他           |

統計處主催の鄉村實態調查班に参加し左の日程を以て一般警察概況、保甲制度、自衛團、治安狀況に關し調査したる結果を及御報告候也。

左 記

三月廿五日―三月廿七日 吉林省伊通縣公署  
三月廿八日―四月廿四日 伊通縣第二區伊丹鄉保隆營甲達子營屯  
四日間 戸別調査

四日間

一般聴取調査(主に甲事務所)

四月 五日―四月 六日

伊通縣公署及城内保事務所

四月 七日

伊通縣第二區伊丹郷保(主に保事務所)

四月 八日―四月 九日

伊通縣公署

第一編 一般警察概況

一、日系警察官の服務狀態

日系警察官の現總數は四名にして近く主席指導官(警佐)一名増任の豫定なり、而して之を官等級別に示せば巡官三、警長一なり。  
日系警察官の職務分擔狀況は次の如くにして地方警察署に配置せられたる者一名もなく本縣の特殊事情よりして一日も早く増員配置を希望しつゝあり。

一、主席指導官―警務、保安、衛生に關する事項

一、巡官 一、一行政警察、保甲制度、武器回收、警察官の指導訓練に關する事項

一、巡官 一、一司法警察事務

一、警長 一、特殊警察事務

尙參事官、日系警察官は克く相協調し縣務に努力しつゝあり。

二、日系警察官の生活狀態

本縣の日系官吏は九名にして其の他一般居留民(鮮人を除く)約三十名あるも家屋拂底と日本人日用商人皆無の爲生活上頗る不便にて家族同伴者少なし。日系警察官四名中二名のみが家族を同伴し不便ながら生活しあり。他の警察官は満人家屋を借り受け合宿せり。

而して満人商品は安價なるも日本商品は新京又は公主嶺より求むる以外に方法なく運賃其の他の雜費を加へ比較的多額の生活費を要すと謂ふ。

最も不安を感ずるは幼稚なる漢法醫以外に近代的醫療機關なき點なり。

昨年縣城に電燈を引用したる爲この方面の不便は免れたるも幾多有形無形の不便は筆紙に盡し難きものあり。

三、満系警察官の素質及教養狀態

本縣は縣財政その他諸種の事情に依り警察官の素質及教養狀態に就いては實に寒心すべきものあり、行政警察官の五〇%及警察隊の七〇%は全く文盲の狀態にして殊に警察三個中隊の二個中隊は歸順匪を改編したるものにしてその素質教養は全く粗惡なり、之に對する縣當局の方針は漸進主義を執り、月平均三名宛の淘汰を爲し、その半面嚴重なる試験制に依り新進優秀なる青年警察官を採用しつゝあり。

四、一般警察官の服務狀態

警察隊は出勤の迅速を期する爲め警察隊本部に起居し他の一般行政警察官は各警察署内に起居し非番、休暇等の制度は殆ど確立せず。各隊長署長に於て適宜取扱へり。唯縣警務局附の警察官は私宅より通勤し日曜祝祭日等の休暇あり。

五、一般警察官の訓練狀態

警察官の指導は日系警察官が直接之を爲すことあるも大體に於て各警察署長が實施しつゝあり。之は縣財政が貧弱なる爲め止むを得ざりしものにして警察官の學科の如きは殆ど零に等しき有様なり。然れ共縣當局の努力に依り來る新會計年度に於て警察訓練所を設置する事に略確定せるを以て之が實施と同時に警察官の訓練も亦一新するものと思はる。

六、一般警察官の給與及生活狀態

給與の現状と生活狀態との比較對照次の如し。

| 俸 給      | 家族數 | 一人食費 | 家族食費  | 諸雜費   | 合 計   | 過不足   |
|----------|-----|------|-------|-------|-------|-------|
| 警佐 四五・〇〇 | 五   | 五・〇〇 | 二五・〇〇 | 一五・〇〇 | 四〇・〇〇 | 五・〇〇  |
| 巡官 三三・〇〇 | 五   | 五・〇〇 | 二五・〇〇 | 七・〇〇  | 三三・〇〇 | 〇・〇〇  |
| 警長 一五・〇〇 | 五   | 五・〇〇 | 二五・〇〇 | 五・〇〇  | 三〇・〇〇 | (不足)  |
| 警士 九・五〇  | 五   | 五・〇〇 | 二五・〇〇 | 四・〇〇  | 二九・〇〇 | (不足)  |
|          |     |      |       |       |       | 一九・〇〇 |

右は概略を示したるものにして實際に於ては多少の相違あるも下級警察官が生活に窮しつゝあるは事實なり、従つて警察官の不正行爲も亦免れ得ざる事實なり。

警察官の素質向上が要求せられつゝある今日之が待遇の向上をも并而爲すべきも、本縣の如く財政貧弱なる縣に於ては警察費の中央補助を受くるに非ざれば優秀なる警察官を養成する事を得ず。右表に於ける不足分は動産、不動産よりの月収に依り各自補填しつゝあるものの如く唯獨身者は合宿その他の方法に依り月四、五圓の生活を爲し多少餘裕あるものの如し。

尙茲に一言すべきは殉職警察官に對する救恤制度の確立せざる事なり。本縣に於て建國後警察官にして殉職せる者多數あるも縣財政貧弱なる爲全く救恤の方法なく已むなく寄附を募り一人百圓前後の救恤を爲せり、將來之が制度の確立の要あり。

### 七、農村に於ける警察行政の實狀

後に述ぶるが如く縣下を適宜八個の警察區に分ち各區に署及分署を置き警務、保安、衛生、保甲制度、武器回收、司法等の事務を執り扱ひつゝあるが之等行政警察官の大半は文盲にして且事務不慣れの爲め成績舉らず、目下保甲と協力しつゝ之に當れり。又一七四名の警察隊は縣財政上餘儀なく縣城に留めありて治安維持上不便あるを以て近く分散配置を爲す豫定なり。特筆すべきは本縣が特に人材登庸を實行しつゝある點なり。

### 八、一般農民の警察官に對する關心

特別なる利害關係を有する者以外は一般農民にして警察官に對し特別なる關心を有せざるものの如し。實際上遺憾乍此の點に關し正確なる調査を爲すことを得ざりき。

## 第二編 保甲制度

### 第一節 制度運用の現狀

#### 一、保甲精神の普及徹底狀況

本縣には區のみありて村制なく且區に於ても單に名稱のみを有し、縣内地方行政事務は全く保甲制度に依つて施行しつゝあるものなれば、之に伴ひ自然的に保甲精神を理解しつゝあり。殊に連坐責任制についてはその效果大なる實例あり。然れ共其の僻遠の地に於ては殆んど普及徹底せざる有様なり。更に一層の盡力あらば完全の域に達せん。

#### 二、行政區劃との關係

本縣下は八區に區劃され村なる區劃なし。而して區は單に形式的名稱のみにして區の區劃を更らに警察及び保の區劃に分致せしめ保は更に甲牌に區分し保甲は他縣と相異り相當廣範圍の行政事務を處理しつゝあり。今區と保甲との關係を表示すれば次の如し。

|             | 保數 | 甲數 | 牌數  |
|-------------|----|----|-----|
| 第一區<br>(縣城) | 一  | 四  | 二五九 |
| 第二區         | 一  | 二八 | 七二八 |
| 第三區         | 一  | 一六 | 二二三 |
| 第四區         | 一  | 一八 | 四六六 |
| 第五區         | 一  | 一六 | 五六〇 |
| 第六區         | 一  | 一〇 | 二二六 |
| 第七區         | 一  | 一〇 | 二七七 |
| 第八區         | 一  | 二二 | 六九八 |

#### 三、自衛團との關係

各甲には各々義務的自衛團を有する外各保には相當多數の有給自衛團を常備せり、之に就いては後に詳述すべし。

#### 四、保甲規約

保甲規約を制定したるもの全くなく唯暫行保甲法の趣旨に従ひ警務局及保甲長が指導しつゝあり。

#### 五、新移住者に對する牌の取扱

新に移住を希望する者ありたるときは甲長は希望者の屬したる甲長に於て身元その他の詳細なる證明あり移住せしむるも害なしと信するに至りたる時にのみその移住を許可す。而して移住を許されたる者に對する牌の取扱は一般牌内の農民と異なる處なし。

六、役員以外の部落有力者の保甲に對する寄與全然なし。  
七、保甲制度の經費

余が調査したる第二區（伊丹郷保）の經費は次の如し

| 甲 名    | 甲に使用するもの  | 保に納めるもの | 合 計      |
|--------|-----------|---------|----------|
| 伊丹郷 甲  | 一、二九四・九二五 | 二〇〇・七五  | 一、三二五・〇〇 |
| 北真家郷保甲 | 一、八一四・九八  | 五七・〇二   | 一、八七二・〇〇 |
| 趙家營子甲  | 一、九二七・二六  | 八五・一四   | 二、〇二二・四〇 |
| 郭家屯 甲  | 三、四六九・七三  | 一六〇・二七  | 三、六三〇・〇〇 |
| 何家屯 〃  | 二、七〇四・七三  | 一一〇・二七  | 二、八一五・〇〇 |
| 范家屯 〃  | 七、〇六一・一五  | 一七六・五五  | 七、二三七・七〇 |
| 東尖山子 〃 | 一、五〇九・九二五 | 八六・〇七五  | 一、五九六・〇〇 |
| 穰子房 〃  | 一、九一九・一一  | 七二・〇五   | 一九九一・一六  |
| 大車溝 〃  | 八、一九八・二五  | 四二・七五   | 八、二四一・〇〇 |
| 南關屯 〃  | 七四四・一九五   | 九三・〇〇五  | 八三七・二〇   |
| 西尖山子 〃 | 三、三九四・七二  | 八五・五二   | 三、四八〇・二四 |
| 藍州王屯 〃 | 一、三八二・八〇  | 五九・九四   | 一、四四二・七四 |
| 達子營 〃  | 一、四四五・六六  | 六六・三四   | 一、五一二・〇〇 |
| 西關屯 〃  | 九七四・一一    | 二五・二九   | 九九九・三〇   |
| 馬鞍山 〃  | 二、一九五・三四  | 一五〇・二六  | 二、三四五・六〇 |
| 下甸子 〃  | 四、一九三・九〇  | 七八・一〇   | 四、二七二・〇〇 |
| 賈家店 〃  | 二、〇〇〇・七六  | 八六・八四   | 二、〇八七・六〇 |
| 三道溝 甲  | 一、七〇〇・一一  | 三九・八九   | 一、七四〇・〇〇 |

而して右經費は先づ保に於て各甲より徴收し保の必要經費を差引き殘額を更に各甲に分與するものとす。  
但し城内保に於ては縣經理股に於て保管し都度支出するものなり。

今達子營甲の經費支出狀況を示せば次の如し。

| 項目  | 査定豫算額    | 類別  | 算出基礎   | 單價    | 備考                           |
|-----|----------|-----|--------|-------|------------------------------|
| 俸給  | 五四〇・〇〇   | 甲長  | 二四〇〇〇〇 | 二〇〇〇圓 |                              |
| 事務費 | 二五・〇〇    | 副甲長 | 二四〇〇〇〇 | 〇・五〇圓 |                              |
| 雜費  | 六八〇・六六   | 事務員 | 二五〇〇〇〇 | 二五〇圓  | 電話線維持費<br>道路修繕費<br>接待費<br>其他 |
| 彈藥費 | 二〇〇・〇〇   |     |        |       |                              |
| 合計  | 一、四四五・六六 |     |        | 一發一四錢 |                              |

城内保（四甲）の經費は次の如し（自七月至十二月上旬半分）

| 項目  | 査定豫算額  | 類別  | 算出基礎   | 單價     | 備考 |
|-----|--------|-----|--------|--------|----|
| 房捐  | 七、六八六圓 | 一等房 | 一、八一六圓 | 一間八圓   |    |
| 房捐  |        | 二等房 | 一、一〇四圓 | 一間六圓   |    |
| 房捐  |        | 三等房 | 三三二〇〇〇 | 〇・〇〇〇〇 |    |
| 房捐  |        | 四等房 | 三三二〇〇〇 | 〇・〇〇〇〇 |    |
| 房捐  |        | 五等房 | 三三二〇〇〇 | 〇・〇〇〇〇 |    |
| 房捐  |        | 六等房 | 五四〇    | 〇・二〇   |    |
| 繰越金 | 一、一〇〇圓 |     |        |        |    |
| 合計  | 八、七八六圓 |     |        |        |    |

  

| 項目 | 査定豫算額  | 類別   | 算出基礎   | 單價  | 備考 |
|----|--------|------|--------|-----|----|
| 俸給 | 二、八六三圓 | 甲長   | 二八〇〇〇〇 | 一八圓 |    |
|    |        | 書記   | 二二〇〇〇〇 | 二二圓 |    |
|    |        | 班長   | 二二〇〇〇〇 | 二二圓 |    |
|    |        | 甲長兼任 | 九〇〇〇〇〇 | 五〇圓 |    |
|    |        |      | 四二二    |     |    |



|       |        |
|-------|--------|
| 辦公費   | 一一〇圓   |
| 賞與    | 二二一〇〃  |
| 路燈費   | 一、〇八〇〃 |
| 預備金   | 五〇〇〃   |
| 翌年準備金 | 五〇〇〃   |
| 借款償還  | 三、四九二〃 |
| 合計    | 八、七八六圓 |

團員三六  
夫役一  
其の他  
一、八三六  
九一八

月二〇圓  
俸給の五割  
月一八〇圓  
團員五〇名  
一ヶ月増員

八・五  
〇・五

右經費の賦課は市街地に於ては家屋を標準とするも一般農村に於ては甲内全耕地面積を以て經費を除し賦課標準を決定するものなり。例へば達子營甲に於ては總耕地面積一千晌ありて總經費一、五二二圓なるを以て一晌約一・五〇圓を賦課するものなり。而して之が負擔者は耕作者にして地主にあらざるは地主に於ては土地税を負擔するが爲なり。

### 第二節 十家長、百家長の制

本縣には保甲牌長あるのみにして十家長、百家長等なし。

### 第三節 保甲牌長

#### 一、任 免

牌長は牌内各家長が選舉し甲長は甲内各牌長、保長は保内各甲長が選舉するものにして之が詳細に就いては暫行保甲法を遵守しつつあり。

#### 第二區（伊丹郷保）を示す

| 甲 名       | 甲長數 | 牌長數 | 家長數 |
|-----------|-----|-----|-----|
| 伊 丹 郷     | 一   | 五〇  | 五〇七 |
| 北 翼 家 高 堡 | 一   | 四八  | 四七六 |
| 趙 家 營 子   | 一   | 四〇  | 三九五 |

|             |    |       |       |
|-------------|----|-------|-------|
| 郭 家 屯       | 一  | 一三三   | 一、三五八 |
| 何 家 屯       | 一  | 一九    | 一九四   |
| 范 家 屯       | 一  | 四四    | 四四四   |
| 東 尖 山 子     | 一  | 三一    | 三〇九   |
| 穆 子 房       | 一  | 二〇    | 二〇六   |
| 大 車 溝       | 一  | 二三    | 二三五   |
| 南 關 屯       | 一  | 五〇    | 四九五   |
| 西 尖 山 子     | 一  | 五六    | 五六六   |
| 盡 州 毛 屯     | 一  | 二五    | 二五二   |
| 遠 子 營       | 一  | 一六    | 一六〇   |
| 西 關 屯       | 一  | 一一    | 一一五   |
| 馬 鞍 山 屯     | 一  | 四七    | 四六九   |
| 下 甸 子       | 一  | 五六    | 五七二   |
| 馬 道 廠       | 一  | 三三    | 三三三   |
| 三 道 溝       | 一  | 二二    | 二二五   |
| 大 孤 山 分 駐 所 | 一  | 二八五   | 三、八五二 |
| 合 計         | 一九 | 一、〇一〇 | 一、一七三 |

#### 三、素 質

保甲長は割合に小學校卒業程度の有識者多し。中には中學校師範學校の業を修めたる者もあり、然れ共牌長に至つては殆んど一般農民と大差なく多少財的に豊かな程度にして常識等に於ても大いに缺くる處あり、甲長を年齢より見れば四〇乃至五〇歳の者多し。

#### 四、保甲役員の職務權限

之は暫行保甲法に規定せる處と同一なるを以て之を贅せず。

#### 五、農民の之に對する服従狀態

農民は之等の役員に對して一般によく服従してゐる。殊に保甲長は資産、學識徳望ある人を以て任せし爲め更によく服従せる有様なり。然れども往々にして之等役員にして隠に匪徒と通じ或は不正行爲を爲し表面と事實と甚だ相違せる者あり（後述す）。

六、監督機關

暫行保甲法の規定に従ひ牌長、甲長、保長、警察署長と各直屬上級長の指揮監督を受けるの外縣公署は全般的に監督しあり。その他特記事項なし。

七、自衛團役員との連絡

本縣に於ては各甲に無給の自衛團を有する外各保に有給の自衛團あり。而して之等の費用は保甲に於て負擔する外團長は殆んど各保甲長之が兼任を爲せる關係上その連絡は近密にして特に憂慮するが如き事なし。

八、賞 罰

之に就いては連坐罰及自衛團の賞罰に就いて述ぶる外特記事項なし。過怠金の賦課も實行せられず。

第四節 連 坐 法

一、法の適用狀態

本縣に於ては専ら匪賊の討伐に従ひ、連坐法の實施すべき餘暇なかりしが漸く去月より之を實行せり。次の如し

| 警察區名 | 月 日  | 罪 名          | 團數 | 連座戶數 | 金 額    |
|------|------|--------------|----|------|--------|
| 五    | 三、四  | 暫行懲治<br>徒法ノ罪 | 一  | 一〇戶  | 一〇・〇〇圓 |
| 三    | 三、二五 | "            | 一  | 五戶   | 一〇・〇〇  |

而して今後は保甲精神の徹底に努力する一方連坐法の實施を爲す準備を急ぎつつあり。

二、農民の之に對する關心

此の制度に關しては一般に恐怖心を抱きつつありて此の制度の可否に就いては殆んど判斷し得ざる有様なり。然れ共小數の識者はこの制度が良民にとつて却つて至極結構な制度なる事を確實に認識せり、將來この制度の精神を徹底せしむるの要あり。

第五節 戶口調査

一、調査機關

保甲制度の確立並治安を確保せんとせば先づ戶口を精査し匪賊の侵入、通匪、匪化等の間隙なからしむる事を要す。茲を以て縣當局は戶口の精査を命じ各保甲に於ては極力之に當りつつあり。

而して市街地に於ては甲長、甲自衛團が毎日爲し居るも一般農村に於ては月一回、甲長、甲自衛團に於て實施しつつあり。

二、成 績

相當の成績を擧げつつあるも余が調査せし達子營屯に於ては滿人六一戶、鮮人二二戶と稱せしに不拘何れも實際の調査に於て各二戶宛増加したるが如く相當の遺漏ありと信ず。將來當局に於て大いに指導督勵の要あり。

今第二區（伊丹鄉保）に於ける戶口調査の結果を示せば次の如し

| 甲 別         | 戶 數   | 男 數   | 女 數   | 男女合計  |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 伊 丹 鄉 甲     | 五〇七   | 一、四五四 | 一、三六三 | 二、八一七 |
| 北 農 家 窩 堡 甲 | 四七六   | 一、六〇六 | 一、三七八 | 二、九八四 |
| 趙 家 營 子 甲   | 三九五   | 一、四九四 | 一、二〇七 | 二、七〇一 |
| 郭 家 屯 甲     | 一、三五八 | 四、六四六 | 四、〇三三 | 九、六六九 |
| 何 家 屯 甲     | 一九四   | 九三〇   | 七九五   | 一、七二五 |
| 范 家 屯 甲     | 四四四   | 一、八二九 | 一、七三二 | 三、五六一 |
| 東 尖 山 子 甲   | 三〇九   | 一、一六五 | 一、〇一一 | 二、一七六 |
| 穆 子 房 甲     | 二〇六   | 八六九   | 七八六   | 一、六五五 |
| 大 車 勾 甲     | 二三五   | 七七六   | 六四一   | 一、四一七 |
| 南 關 屯 甲     | 四九五   | 一、六六七 | 一、三二八 | 二、九九五 |
| 西 尖 山 子 甲   | 五六六   | 一、八八六 | 一、六一五 | 三、五〇一 |
| 盡 州 王 屯 甲   | 二五二   | 九三八   | 八二五   | 一、七六三 |
| 達 子 營 甲     | 一六〇   | 六七八   | 五八七   | 一二六五  |
| 西 關 屯 甲     | 一一五   | 四四七   | 四二六   | 八七三   |
| 馬 鞍 山 甲     | 四六九   | 一、九三九 | 一、七〇五 | 三、六四四 |
| 下 甸 子 甲     | 五七二   | 一、九八二 | 一、八七三 | 三、八五五 |

|        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 馬廠甲    | 三三三    | 一二二〇   | 一〇二〇   | 四二六    |
| 三道溝甲   | 二二五    | 七九五    | 六七八    | 一四七三   |
| 大孤山分駐所 | 三八五二   | 一四、三三一 | 二二、二六一 | 二六、五九二 |
| 合計     | 一二、一七五 | 四〇、六四二 | 三五、二四四 | 七五、八八六 |

#### 第六節 牌の構成状態

余が調査したる第一區伊丹郷保達子營甲達子營屯は全戸數七十七戸あり、内鮮人十四戸にして之等の細別は次の如し

| 牌  | 戸 | 名 | 自作 | 小作 | 地主 | 其他 | 合計 | 男 | 女 | 計 | 満 | 漢 | 鮮 | 壯丁數 |
|----|---|---|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|-----|
|    |   |   |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |     |
| 満人 | 7 | 6 | 5  | 4  | 3  | 2  | 1  | — | — | — | — | — | — | —   |
| 合計 | 7 | 9 | 3  | 1  | 1  | 5  | 3  | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3   |

右の表に見るが如く大多數は百年乃至三百年前山東省より移住したるものなり。而して満人は元奉天省開原縣に居住せし那と稱する一族が約三百年前當地開墾の爲め防衛團と共に來りたる者にして現在に於ても相當の生活を爲せるに反し他の漢人は殆んど皆貧困なる生活を爲しつ

つあり。

#### 第七節 制度の長所

一、縣内地方行政が保甲を主體とせること

即ち既に述べたるが如く南滿諸縣と異り區村の政治なく縣内の地方行政は保甲のみを以て一元的に當れるを以て南滿方面に於けるが如き錯雜を呈せず至つて順調に進みつつあり。

#### 第八節 將來改善すべき諸點

一、保甲專屬警察官の配置

本縣は治安良好ならざる爲め警務局は全力を擧げて匪賊の討伐に腐心しあり且日系警察官も僅か四名にて、徹底的保甲制度の確立を期することを得ず。従つて保甲制度に明るき專任の日滿警察官を配屬し、更に之を以て警察官、保甲役員、自衛團役員を指導訓練せしめれば比較的容易に之が本意を達し得るものと信ず。

二、保甲長の選任方法の革正

從來保甲長は一般民衆の選舉に委任しありたるも、斯くして選任せられたる保甲長の中にはいかゞはしき者あり。従つて之が對策として當分の間先づ各保甲毎に四名を選舉せしめ之を縣當局に於て學科の試験を課し更に品行、財産、名望等に就き詳細なる調査を爲し、一名を正長一名を副長と決定せば右の弊害を改め得るものと信ず。

三、保甲長の講習

地方農民の指導の任に當るべき保甲長を先づ訓練講習するの要あるも現在の縣財政に於ては到底その費用を支辨し得ざれば中央に於て負擔又は補助を爲すこと。

四、保甲經費の監査を爲すこと。

五、保甲經費は現金、物納共に可とすること。

### 第二編 自衛團

#### 第一節 自衛團の現状

一、組織徵集方法及員數

(イ) 有給自衛團

各甲に於て成績優秀なる壯丁數名を選抜し保の遊撃隊に編入せしむるものなり。余が調査せし達子營甲の如きは五名選抜しあり、城内保に於ては少しく異なり各甲に於て選舉し之に確實なる保證人を附し團員と爲すものなり。

而して各保自衛團に團總及副團總あり、又甲には班長を選任しあり、今各保別に團員數を示せば次の如し。

| 警察區名   | 保數 | 甲數 | 牌數  | 團數 | 有給團員數 |    | 戸數     | 人口     |        |
|--------|----|----|-----|----|-------|----|--------|--------|--------|
|        |    |    |     |    | 常備    | 豫備 |        | 男      | 女      |
| 第一區警察署 | 一  | 四  | 二五九 | 一  | 四六    | 一  | 三、九五七  | 八、八六〇  | 七、三七八  |
| 第二區警察署 | 一  | 二八 | 七二八 | 一三 | 二二六   | 一  | 一九、〇九四 | 三九、五八四 | 二六、〇   |
| 第三區警察署 | 一  | 一六 | 二二三 | 四  | 七一    | 一  | 六、八二四  | 七、二〇六  | 二、七五〇  |
| 第四區警察署 | 一  | 一八 | 四六六 | 六  | 一七七   | 一  | 一五、三八四 | 三二、九八八 | 二八、七九一 |
| 第五區警察署 | 一  | 一六 | 五六〇 | 一四 | 一六三   | 一  | 一〇、八〇〇 | 一五、七六二 | 一四、二四五 |
| 第六區警察署 | 一  | 一〇 | 二二六 | 一一 | 二二〇   | 一  | 七、七四九  | 二二、五〇五 | 一九、六四四 |
| 第七區警察署 | 一  | 一〇 | 二二七 | 一三 | 二四〇   | 一  | 八、九二〇  | 二〇、四四一 | 一八、四五五 |
| 第八區警察署 | 一  | 一二 | 六九八 | 一三 | 一八〇   | 一  | 七、五四三  | 三三、八五五 | 二六、〇九一 |

(ロ) 無給自衛團

無給自衛團は各甲が主體となりて組織せるものにしてその員數は各甲の諸事情に依りて異なる。余が調査せし達子營甲は八名なり而して之が徵集方法は貧困者を除き耕作面積の多寡に依り毎月五日、十日或は二十日等を徵集するものなり。

二、自衛團の給料

自衛團の給料は城内保と他の保間に於て多少の差あり。次の如し。

|     | 城内保  | 他の保  |
|-----|------|------|
| 團總  | 三〇〇〇 | 三〇〇〇 |
| 副團總 | 二五〇〇 | 二五〇〇 |
| 班長  | 九・五〇 | 二・〇〇 |
| 團員  | 八・五〇 | 七・〇〇 |

三、指導、訓練、勤務の狀態

(イ) 有給自衛團

城内自衛團に於ては各甲事務所起居し勤務訓練に屬す。他の自衛團に於ては毎日一部を以て管下各甲内を巡邏せしめ、他に屯所に於て團總の指導訓練に服せり。

余が調査せし伊丹郷保に於ては各甲より徵集したる團員百二十三名(現在員百二十六名)を以て十三個班を組織し一部を趙家屯に常駐し(四七名)他を伊丹郷に常駐(八六名)せしめあり。

而して城内に於ては一ヶ月又は二ヶ月に一回宛團總の徹底的訓練を受けるも他の保に於ては常に團總副團總の訓練を受けつつあり。

(ロ) 無給自衛團

各自當番の日に甲事務所集合の上甲長より諸種の注意を受けたる後班長が指揮し管下を巡邏警防の任に當るものなり、之等の訓練は直接班長が當るも隨時團總副團總之を訓練することあり。

四、武器彈藥及之が補給保管の狀況

現在自衛團の有する武器彈藥は民間より回收せし武器彈藥を支給したるものなり以來當局に於て補給したる事少なし。補給の要ある場合は治安維持會に諮し解決する事とせり、之が保管に就いては警務局に武器臺帳ありて細密に記載し團總副團總及甲長班長に於て直接保管の任に當り警察署長に於て嚴重に監視しあり。

之等の武器彈藥に關する不正行爲の行はれたること一回もなし。今有給自衛團の武器彈藥現狀次の如し。

| 自衛團の武器彈藥    |    |    |     |    |     |     |    |    |     |
|-------------|----|----|-----|----|-----|-----|----|----|-----|
| 警察區名        | 保數 | 甲數 | 牌數  | 團數 | 團員  | 長銃  | 洋砲 | 拳銃 | その他 |
| 第一區警察署(縣城內) | 一  | 四  | 二五九 | 一  | 四六  | 三三七 | 一  | 九  | 九   |
| 第二區警察署(伊丹郷) | 一  | 二八 | 七二八 | 一三 | 二二六 | 二二三 | 一  | 三  | 一   |
|             |    |    |     |    |     |     |    |    | 不明  |



|                 |   |    |     |    |     |     |    |    |    |   |
|-----------------|---|----|-----|----|-----|-----|----|----|----|---|
| 第三區警察署<br>(營城子) | 一 | 一六 | 二三三 | 四  | 七一  | 六六二 | 一  | 七  | 三  | 〃 |
| 第四區警察署<br>(樂山鎮) | 一 | 一八 | 四六六 | 六  | 一七七 | 一四〇 | 一  | 四  | 二三 | 〃 |
| 第五區警察署<br>(龍山屯) | 一 | 一六 | 五六〇 | 一四 | 一六三 | 一四四 | 一三 | 五  | 一  | 〃 |
| 第六區警察署<br>(四台子) | 一 | 一〇 | 二六六 | 一一 | 二三〇 | 一九八 | 一  | 二八 | 四  | 〃 |
| 第七區警察署<br>(下二台) | 一 | 一〇 | 二七七 | 一三 | 二四〇 | 九五  | 三七 | 三九 | 六九 | 〃 |
| 第八區警察署<br>(赫爾蘇) | 一 | 一二 | 六九八 | 一三 | 一八〇 | 一三〇 | 六  | 二八 | 一六 | 〃 |

五、突發事件に對する部落自衛團の處置方法

突發事件殊に匪徒の襲撃に對しては先づ自衛團に於て發砲し、部落民の警戒心を誘發する一方遊撃隊並警察隊に聯絡を採り、或は隣接各部落自衛團の應援を求め或は電話を以て縣警察署に通報す、之等の應援隊の至る迄部落自衛團は各部署に着き防禦に當るものとす。

六、戰 闘 成 績

後に述ぶるが如く本縣の治安良好ならざるも半面自衛團の活躍大にして成績相當に優秀なるものあり。次に過去一ヶ年間に於けるその動向を示す。

| 區 名 | 出動延人員 | 戰 死 戰 傷 拉 致 |   |   |    |   | 備 考 |
|-----|-------|-------------|---|---|----|---|-----|
|     |       | 我           | 敵 | 我 | 敵  | 我 |     |
| 一   | 四五    | 一           | 一 | 一 | 一  | 一 |     |
| 二   | 二八二   | 一           | 五 | 一 | 三  | 九 |     |
| 三   | 四九    | 一           | 二 | 一 | 一  | 一 |     |
| 四   | 三七四   | 二           | 一 | 七 | 一〇 | 三 |     |
| 五   | 一八二   | 三           | 二 | 四 | 五  | 一 |     |
| 六   | 二二一   | 一           | 一 | 一 | 八  | 一 |     |
| 七   | 六八    | 一           | 一 | 一 | 八  | 二 |     |
| 八   | 一七六   | 一           | 三 | 一 | 二  | 一 |     |

計 一、三八七 九 二八 一四 二八 二四 八

七、新移住者の自衛團加入狀態

既に述べたるが如く移住希望者に對しては甲長が徹底的にその身元を調査し、要なき者に對してのみ移住を許可するものなれば何等懸念する事なく自衛團に加入せしむ。

八、請願的自家用的自衛團

余の調査したる範圍に於ては全くなし。

九、役 員

團總、副團總是保内甲長の選舉に依り、班長は團總の任命に依るものなり。その他の點に就いては暫行保甲法に規定せる處と異なる處なし。

一〇、經 費

既に一言したるが如く耕作面積の多寡に依り各甲に一定の保經費を據出せしめ、此の經費中より有給自衛團費を支出するものとす。これ等の細別につき保事務所に於て調査せんとしたるも帳簿未整理の爲め遺憾ながら意を達する事を得ざりき。

各甲無給自衛團に於ては特別なる經費を要せず。單に彈藥の購入費を要するのみにして之は各甲に於て負擔せり。

一一、賞 罰

縣當局は賞罰を明にする事に細心の注意を拂ひつつあるも茲に一言すべきは自衛團殉職者に對する救恤方法なき事なり。警察官の殉職に關しては寄附に依る救恤方法を以て處理しつつあるも、自衛團員に就いては各甲に任せある關係上殆んど放任の態なり。之が取扱については更に一考を要す。

第二節 制度に對する一般農民の認識程度

自衛團の必要に就いては異存なし。その他特別な意見を有する者なく現制を相當認識あり。唯自衛團は總て有給とし勤務その他の煩雜さより逃れ自己家業に専念し度き希望を有せり。

第三節 將來改善すべき諸點

- 一、青年訓練所の開設  
縣に一所青年訓練所を開設し之に優秀なる青年を收容し精神、學科の訓育を施し特に成績優秀なる者を一般並に保甲警察官に配屬し保甲制度、自衛團の指導に當らしむるものなり。而して之等警察官として採用せられざりし者は自衛團役員に任じ制度の充實を期するものとす。
- 二、有給自衛團の廢止
- 三、救恤制度の確立

第三編 治安

第一節 事變前後の治安一般

一、事變前並に事變當時の治安、匪賊狀況  
之に就いては詳かならざるも地理的關係上治安良好ならざりしは明なり。  
事變勃發するや全く治安亂れ各處に大集團匪出沒し收拾すべからざる狀態に陥入り、城内の如きは二萬五千餘を有する人口が一時は八千前後に減少せりと云ふ。

二、建國直後の治安並匪賊狀況

建國後縣當局は銳意治安の確保に努力し來りしも地理的特種事情と貧弱なる縣財政を以てしては到底一朝にして永き禍根を絶滅することを得ず。大同二年には縣城の襲撃を受け縣公署その他大建築物は殆んど放火掠奪の難を蒙れり。又昨年四月には伊丹鄉市街の襲撃を受けその他彼等の毒手に害されたる事實擧げて遑なし。然れ共參事官、警務指導官等は日夜治安の確保に努力を續け來りし爲漸く曙光を得民心も安定したりしが不幸昨年一區、二區、八區の一部及三區の全域に亘りて水害に次いで匪賊の蹂躪の災に遭ひ、衣食を失ひ路頭に迷ひその窮狀を訴へ來る者日に多し。若し此の儘放置せば來る高粱繁茂期に於ては殆んど全部が匪化する虞ありとし當局の心痛大なるものあり。然れ共先日政府の救済米漸く至り小康を得たり。

第二節 日滿軍警の配置

次に表を以て示す

| 區名 | 行政警察 |       |     |        | 警察隊     | 日本軍    | 滿軍           | 領事館警察 |
|----|------|-------|-----|--------|---------|--------|--------------|-------|
|    | 警察署數 | 分署數   | 本署  | 分署     | 合計      |        |              |       |
| 一  | 一    | 一     | 九四  | 一五     | 一〇九     | (豫定七減) | 砲一ヶ連<br>步一ヶ連 | 六     |
| 二  | 一    | 一     | 二五  | 一五     | 四〇      |        |              |       |
| 三  | 一    | 一     | 二五  | 一      | 二五      | (豫定七〇) | 砲三ヶ連         |       |
| 四  | 一    | (豫定一) | 二五  | (豫定一五) | 四〇      | (豫定一五) |              |       |
| 五  | 一    | 一     | 二五  | 一五     | 四〇      |        |              |       |
| 六  | 一    | 二五    | 二五  | 四〇     | 四〇      |        |              |       |
| 七  | 一    | (豫定一) | 二五  | (豫定一五) | 四〇      |        |              |       |
| 八  | 一    | (豫定一) | 二五  | (豫定二〇) | 二五      |        |              |       |
| 合計 | 八    | (豫定二) | 二六九 | (豫定九〇) | (豫定三三九) | 一七四    | 三〇<br>五ヶ連    | 六     |

右の如く本縣は他縣に比し縣財政貧弱にして充分なる警察官を配置し治安確保の萬全を期する事を得ざる現狀に在り、然れ共當局は凡ゆる不利なる條件の裡にもよく研究し、本年度には増員、分散配置計畫等涙ぐましく努力の跡を見る事を得、實に感謝に耐えざるものあり。

第三節 現在の治安狀況

現在の治安狀況は實に憂ふべきものあり、即ち懷德縣境第四區及第五區の一部には大家好、五湖、五手、金標、金龍等の匪首が率る步騎合計約一〇〇盤踞し東豐縣境第八區の一部には匪首野猫の率ひる騎隊六〇あり。又磐石縣に接する第三區の全域及第一區の一部は紅軍(共產軍)一〇〇、天荒匪七〇、第四季七〇にて完全に蹂躪せられ、殆んど全滅の狀態を續けつつあり。その他無名小匪團の出沒は枚舉に遑なし、而も高粱繁茂期には相當増加するの虞あり。然らば何故に本縣は特に治安良好ならざるや。これは本縣の特殊事情に依るものなり。

即ち

(1) 縣財政貧弱にして警備機關の充實を計る事を得ざる事

即ち嘗て相當多額の穀物通過税の收入ありたりしが吉海線の開通に依り漸次之を利用するに至りたる爲め此の方面の收入杜絶し又水田耕作可能の地域多數ありて、之を企圖するときは相當の稅收あるも、若し本縣に於て水田を經營するときは川下たる諸縣の水量不足を來す爲め之等諸縣の陳情を容れざるを得ざる實情にあり、已むなく犠牲的に放置しあり。

斯くして得たる縣の收入は新事業を企圖し得ざるのみならず、警官の俸給支辦にも支障を來す程の貧弱財政なり。

(2) 本縣の地理的特殊性に依る。即ち

(イ) 本縣は奉天省に突出し十縣と境し殆んど全部の隣接縣が一等縣にして財政豐富なる爲め充分なる警備力を有し一度討伐に遭ひたる匪團は本縣の警備手薄に乗じ遁れ來りて常に彼等の足場となれり。

(ロ) 本縣は吉林省なるに不拘治安維持會は奉天省四平街地管下に在りありて文化財政等優越なる奉天省各縣と同一標準の下に扱はるる不利なる状態にあり。

(ハ) 本縣は東西に長く殊に縣城が著しく東方に偏し縣の最西端は縣城より二二〇里の距離にありて警備その他縣政一般に就き誠に不便なり

(3) 省公署の本縣特殊性の認識不足

右に述べたるが如く本縣は實に不利なる實情下にあるに不拘省公署は之をよく認識せず應々にして虐待的取扱を爲す傾向あり。

(4) 昨年の大水害

第四節 匪賊對策

一、匪賊の情報蒐集狀況

各警察署並分署が保甲制度殊に自衛團と連絡を採り又密偵を派し蒐集しつつある外特記事項なし。最近司法股に特務係を新設し思想匪情の蒐集に努めつつあるも不慣れの爲め差程の實績擧がらず。

二、匪賊發生の原因

匪賊發生の特別原因にして擧ぐべきものなし。唯既に述べたるが如く、昨年第三區を中心として附近一帯に互り水害に遭ひ、次いで匪賊の襲撃を受け、衣食住に窮し匪化するもの多少あるもの如し。

三、匪賊對策並匪化要素排除の方策

(イ) 警察隊の増員並に分散設置

(ロ) 匪賊の徹底的討伐

(ハ) 保甲精神の普及、及自衛團の鞏化

之が爲には専任日滿警察官を配屬すること。

(ニ) 罹災民の救助殊に集團部落の建設

(ホ) 第六、七區の他縣編入

治安維持會管轄の變更

(ト) 警察費の中央負擔或は補助

第五節 武器回收

一、回收一般狀況

大同二年十二月より拳銃八圓、長銃四圓の價格を以て回收を始め現在に於ても着々進捗しつつあり。その狀況次の如し。

康德元年八月現在

| 武器    |       | 彈藥   |       | 合計     |  |
|-------|-------|------|-------|--------|--|
| 散在豫想數 | 五〇〇   | 調査済數 | 一、五〇〇 | 一、二〇〇  |  |
| 領置済數  | 一、三五八 | 調査済數 | 一、〇一九 | 二五、一八一 |  |
| 散在豫想數 | 六、〇〇〇 | 調査済數 | 四七九   | 一、八一〇  |  |
| 領置済數  | 二、五〇〇 | 調査済數 | 一、四八九 | 八、五〇〇  |  |
| 散在豫想數 | 一、〇一九 | 調査済數 | 四三五   | 一、四八九  |  |
| 領置済數  |       | 調査済數 |       |        |  |

尙新統計を調査せんとしたるも、恰も原簿の整理中にて遺憾ながら之を爲すことを得ざりき。

## 二、回收金支拂方法

支拂はず。

## 三、回收の結果發生し又は發生の虞ある事項

特記すべき事項を認めざるも一般農民は買収金不支拂に關し少なからざる不平を抱けり、各縣に於ては買収金を強制的寄附の方法を以てト  
ラツクその他事業の經費に費消しあるが如きも本末を顛倒したるものと謂ふべし。

## 第六節 犯罪

### 一、主なる犯罪

犯罪の主なるものは匪行並に通匪即ち暫行懲治盜匪法に規定する犯罪なり。次ぎは傷害罪にして智能的犯罪は殆んど皆無とも稱し得る。

### 二、犯罪者に對する司法機關の處置方法

匪行並に通匪關係者に對しては治安維持會の命に依り縣警務局に於て直接處斷するが其の他の犯罪に就いては各警察署長に於て一應取り調べ、更に之を警務局司法股に於て取調べの上縣司法公署に送致しあり、然れ共司法機關の犯罪に對する處置は全く幼稚にして言語に絶するものあり。

### 三、歸順者前科者及其の家族に對する部落民の態度

匪賊の歸順者は皆無の狀態なり。

前科者並にその家族に對する部落民の態度に關しては特記すべき事情を認めず。

## 第七節 其の他

### 土豪劣紳の言動

從來本縣には八大劣紳ありてその勢力は各局長をも自由に左右し得る狀態にして縣財政の運用上害惡を及ぼす事少からざりしが、昨年七月以降治安工作と共に警察署長の權限を發揮確立せしめ極力劣紳を制任したりしを以て勢漸次衰へ現在に於てはその言動懸念の要なきが如し。

尙茲に一言すべきは既に述べたるが如く、本縣は舊軍閥の出身地にして例へば北京道學院々長關中將は第二區關家屯の出身にして縣下に約萬圓の債權を有し先般小野辯護士をして債權の實行を爲さしめんとしたるも治安維持の見地より縣當局の峻拒に遭ひたるが如く、又湯玉麟の娘夫婦が居るが如く現在に於ては特記事項を認めざるも今後相當の警戒注意を要するものあり。

### 一、民族融和の狀況

本縣下に鮮農約一、四〇〇居住し之等の多くは水田耕作に従事せり、余の調査せし遼子營屯にも七七戸中一四戸(六一名)居住せり、之等鮮滿人間の融和狀態は實に良好にして殊に「民族の融和は結婚より」と爲し婚姻を爲す程の融和狀態に在り、遼子營屯に於ては未だ嘗て感情問題を惹起したる事さへなしと謂ふ。

### 二、調査團に對する部落民の言動感情

遼子營に於ける調査殊に戸別調査は滿鮮人併而行ひたるが彼等は至つて柔順に之に服し調査は順調に進捗したり。





## 土地に關する一般的調査

### 一、達子營の概況

達子營は伊通縣第二區第十三甲に屬し縣城を距ること西北十八里に位し新京街道公主嶺街道より遠距離ならず全戸數七十九戸人口五百六十六人耕地面積六百晌餘なり山地山林等無く概して平坦なる耕地にして部落には池沼多く伊通河よりの灌漑と相俟つて水田經營にも好適なり鮮人水田小作人八戸あり約九十晌の水田を經營す。

本部落に於ける土地所有者は多く部落外にあり縣城其他公主嶺新京等に居住す部落に居住し土地を有する者二十五戸なれど殆んど地主兼小作にして而も部落民の大部は純小作者又は農業勞働者たり。

達子營に保甲制度に依る甲公所あり甲長副甲長を置き部落行政に當る甲長牌長より互選され牌長は十家長に相當し家長より互選さる自衛團等完備し治安狀態良好にして二區に於ける優良部落なり。

### 二、開墾前の土地狀況

達子營に於ける土地は雍正六年（約二百年前）清朝旗兵の生計を保たしめんが爲に圈撥地として荒蕪地を測定し一定の土地を給與したるものなり、旗兵は土地開墾資本として立産銀の下附を受け荒蕪地の開墾に従事せり當初本地域は荒地にして旗兵の圈撥地を開墾せるものなり。

### 三、開墾年代及開墾事情

土地開墾は雍正六年より開始され此地を開墾せしめたるは清朝旗兵の生計地たると同時に清朝の發祥地たる吉林より開原奉天を経て北京に通ずるの要路として其の兵站線を確保する爲の清朝の政策にも依れり。

撥兵駐防を命ぜられたる旗兵は滿洲は旗に屬する正黃旗及鑲黃旗の兵にして此等の旗兵は當時の咸平府治（現在の奉天省開原縣）より移住し來れるものなることは現在せる那家の言に依りて明白なり。

然して旗兵駐防に當りては正黃旗及鑲黃旗各佐領一人叢兵一百人を有せり即ち

正黃旗—佐領（一人）—旗兵（一百人）

鑲黃旗—佐領（一人）—旗兵（一百人）

之等の旗兵は部落荒地の開墾に従事し男子十八歳に達すれば兵となり三ヶ年間訓練の後農事に從へり現に本屯を達子營と稱するは即ち此等の旗兵駐防との關係有ることを示すものにして即ち達子は韃に於て漢人の滿旗人を呼稱するの別名にして本屯は騎兵の兵營の存置せしに依り達子營と稱すと謂ふ。

### 四、清丈清賦の經過

土地の清丈清賦の經過に就ては民國以前のは事情鮮明し難し民國時代に於ける清丈清賦に就ては次の經過を辿れり即ち

一、吉林全省土地清丈局（民國三年）

二、吉林清查土地局（民國六年）

三、吉林全省清理田賦局（民國九年）

吉林全省土地清丈局は民國三年に設立され全省に亘り強制的に清丈せしめんとせしも人民の反抗ありたる爲遂に清丈を中止せざるを得ざるに至れり。

次に吉林省清查土地局民國六年成立し從來の組織を改正し省内に於ける旗民人の原額地浮多地等の自報升科を清查し旗署の官産を變賣し城鎮街基の清查並に於ける官荒地の勘放等をなせり。之に際しては部照の換照發給をなせるものとす。吉林省清理田賦局は民國九年より事業に着手し各縣の土地清查が期限に達するも未だ終了せず且沿邊各縣の清丈未だ完了せざるにより方法を變へ清查土地局の組織を改め清理田賦局と改稱し全省の田賦の整理及部照の引替號の事務をなせり。

以上の大體三辦法を経て吉林全省に亘り清丈清賦したるも全く完全なるものと稱するを得ず即ち當時の土地の整理たるや素より產權の確立を期したるものに非ずして偏に政權の軍費即ち税の増收にあり例へば當時土地整理に際して浮多地等を發見したる場合は之を升科せしめ税増收を計り課税面積が實際面積より大なるときは之を默過し努めて税の減少を防止するが如き狀態なれば其の清丈清賦の効果も亦想像する

に餘りあり。

五、開墾者の開歴

既に前述せるが如く土地開墾者は旗兵駐防により荒地を開墾せるもの多きも旗兵たるや農業の技術を知らず遂に土地開墾資本たる立産銀を使ひ果し土地を放棄し引上ぐるものあり又當時民人の移民に來り土地を佔有し開墾せるもの多數ありたるも其等當初開墾者の開歴は詳細に判定し難し。現在本部落に旗兵當時より住するものは約三分の一の二十戸にして其れ以外は民人なり。

六、土地の面積

一、耕地總面積と領名數

達子營に於ける耕地總面積は正確には知り得ざる所とするも縣公署に於ける納賦魚鱗冊に表れたる總面積は一、二八四・七三七响とす部落内外に居住する土地領名者は六十八戸にして地主土地所有平均は二十响餘とす部落外に住する大地主としては二百三十二响餘を有し現在部落に居住する大地主は九十三响餘を有するを最高とす。

二、土地面積の單位

土地面積の單位表示は响、畝、分、厘の十進法にして達子營に於ける一畝は二八八弓とす即ち中畝に屬す。

七、土地の地目

一、沿革的舊地目の名稱

旗地（土地に對する圈撥地）

陳民地（民人の移住比較的早く土地を佔有したる民地）

流民地（陳民地より民人の土地佔有遅き民地を云ふ）

沿革的には以上の區別あれど旗民地の區別は民國に至りて自然に消滅し現在は全部一般民地となれり。

二、用法による地目名稱

水田、旱田、房園地（宅地）、墳墓地（墓地）、水泡（池沼）、祭田（祀産、蒸嘗田）、廟産（香煙地、香火地）、官道（道路）、河（河川）、

溝、濠、（雜草）

八、土地の等則

一、土地等則區につき一定標準無し。然れども一般觀念としての區分は之を上、中、下の三等に分し黒土にして濕氣を多少包含する土地は上等地とし油黒土を含む土地を中等地黄土なるは下等地なりとす。

二、等則別畝當作物平均收穫高、賣買價格、典價、租料（小作料）は左表の如し。

|    | 作物收穫高 |      | 賣買價格 | 典價   | 小作料  |
|----|-------|------|------|------|------|
|    | 豐年    | 凶年   |      |      |      |
| 上地 | 六石    | 三石   | 二〇〇元 | 一五〇元 | 三・五石 |
| 中地 | 五石    | 二・五石 | 一八〇元 | 一〇〇元 | 二石   |
| 下地 | 四石    | 二石   | 一五〇元 | 六〇元  | 一・八石 |

土地權利主體關係

一、個人

二、部落

三、外國人

一、個人

一、父死亡し土地を所有するものが幼年者なる時は行爲能力無きが故に直系の親族之を管理するも幼年者にして充分なる意思能力を有するに至りたる時は自ら土地を管理するも幼年者が何歳に達したる時に自ら土地の管理に歸すと云ふ慣行上の規準なし。

二、土地所有者が不具者たる時及精神に支障を生じたる時の管理は幼年者の場合と同様なり。

三、土地所有者が失踪したる時は親族近親に於て土地を管理し失踪人不明なる時は管理人に歸す。

四、女子は原則として如何なる場合も土地所有者たり得ざるものとするも夫死したる後相續人無き場合は妻が土地所有者たり得る場合あり。

二、部 落

四四四

- 一、達子營部落は伊通縣第二區第十三甲に屬し保甲制度に依る保甲公所あり甲長一人、副甲長一人、自衛團長等を有す。
- 二、甲公所の經費は月一二五元、年一、五二二元にして甲公所より保公所に收める經費内六六・三四元あり此等甲公所の經費は土地耕作者より一响につき一・五元を徴收す朝鮮人小作人は保甲を負擔せず。
- 保甲經費は甲の共同費、自衛團費等に充つ。
- 三、達子營部落は土地其他の財産を有せずと甲長の談なり。
- 三、外 國 人

一、達子營に於ては外國人及外國法人の土地を有するもの無し、但し鮮人の水田を租用する場合あり。然れども鮮人小作人と地主と直接に租（小作）關係を結びたるに非ず、各地主より鮮人特權者金英哉（公主嶺に住す）が租契約をなし之を更に各鮮人小作人に分割租用せしめたるものなり。

二、地主と金英哉との間に租契約をなし期限を二十年とせり地券は取得せず、唯契約書のみ。（註―租契後記）

三、右の關係を考察するに當然商租契約たるべきものなれどその手續を履行せざるものなるべし。

四、鮮人小作人、金英哉各地主との間に於ける納租關係に就きては次の如し。

即ち鮮人小作人は金英哉に收穫高の四割を納め小作人は六割を取得す、金氏と各地主との契約は每响二石四斗とす。本部落に於ける水田經營は伊通河よりの灌漑、土地の水田に好適する等の條件より一响當豐年二十石凶年十五石の收穫なりと云ふ。

鮮人小作人と地主間の租契例

立租契文金英哉因無地耕種央煩中人等說允租到倪升等名下稻田地按二八八行弓計地參拾壹响九畝五分坐落達子營北倪家店草正房五間窗戶壁俱全當衆言明每响按年納租糧貳石肆斗紅糧穀子元豆三色均交按市作價打租二租二十年爲滿年限之內不准增租漲糧倘有拖欠租糧等情有中人等擔負完全責任恐口無憑立租契文約爲證

地 主 人 倪 升 地 五 响

|       |      |
|-------|------|
| 倪 富   | 地一响五 |
| 倪鳳亭   | 地五响  |
| 倪鳳陽   | 地三响七 |
| 倪紹當   | 地二响  |
| 承 保 人 |      |
| 陳 洋   | 根    |
| 鄭 湍   |      |
| 鄭 鳳   | 陽    |
| 中 見 人 |      |
| 劉 顯   | 廷    |

權利の種類別慣行

- 一、業主權に關する慣行
- 二、土地の限界に關する慣行
- 三、業主權の限界に關する慣行
- 四、業主權の共同に關する慣行
- 二、普通租に關する慣行
- 三、租房に關する慣行
- 四、地上權に關する慣行
- 五、典權に關する慣行
- 六、押權に關する慣行

四四五



## 一、業主権に關する慣行

## 一、業主権の内容に關する慣行

(1) 業主が自ら土地を占據する状態は一般に「占有」と云ふ所謂「開荒占草落地戸」の落地戸は土地に入り込み自ら土地を占有するを謂ふ。

(2) 業主が土地を他人に出租出典せしめたる時該土地に達し第三者の不法侵害(盜墾)ありたる場合に租戸典主は勿論業主者も亦第三者に對して干涉し侵害の除去を請求することを得。

(3) 他人の土地を占有開墾せる者ありたる場合に業主が土地の回復を求むるには土地開墾資本等の賠償するを原則とす。但し其の事情に依り其の幾分かを賠償し其の争を防ぐことあり。

(4) 業主は自己の所有する土地に對しては、絶對的權利を有す即耕地の地目の變更又は不耕に放棄する等如何なる目的に使用するも自由なり。

## 二、土地の境界に關する慣行

## (1) 境界の表示

土地の境界は界石、塙、杖子(張子)、壕(地格)、溝、道、接隣、河、水泡(池沼)等を以て境界表示をなすを普通とす。本部落にては境界表示物體として界石を以てなす場合多し、界石を埋設する際には地下を三尺掘下げ地下に木炭、石炭等を先づ底に入れ自然石を兩當事者、甲長、仲人の立會の上埋設す。即ち斯くすることに依り境界の争執を妨ぐることを得ればなり。

## A 溝又は格を以てする場合

土地に高低なき場合に溝、格を以て境界となす時は境界線溝又は格の中心を以てなす。高低ある場合は格は高地に、溝は低地に屬す所謂「上格下溝」の格言あり、厚ち高地低地ありたる時低地を開墾するものは自然に高地の土地を侵害すること多し又低地の土地は高地よりの崩壊等に依り土地を侵害される恐れあればなり。

B 土壁、植樹を以て境界とする場合に境界表示物體の何れの有に屬するやは其の生成原因に依り決定さる本屯に於て「末牛地」を以て

境界を表示することあり、即ち接隣を以て境界となせしものを當事者の合議により耕作に際して相互に土地又は耕作物を害せざる爲境界を中心として三尺五寸乃至四尺を双方に格となし草地となすもの之なり、耕作する場合鋤につけたる牛馬の頭部が境界線に達すれば引返す、即ち境界線を中心として七、八尺の末牛地を残し之を以て境界を表示す。

## C 接隣を以て境界となす場合

一 隣を立て、境界とする場合は該隣は共有とし隣の中心をもつて境界とす。隣基を年々變更し半隣を進め(壤地、外掠、翻地、裏收)半隣を退くる(壤地、應掠、翻地、當收)の慣行あり右隣、左隣を以てする場合の境界なし。

D 境界の設定は單獨に行ふことは不可能なり當事者甲長古老等立會合議の上之を設定す。

## (2) 官公有地に接する場合

本屯にては事實上官公有地と接する者見當らず本屯にて官道(縣道)と民人の呼稱するものは當局が一方的に(官道)縣道を築造し私人は之を默認したるに過ぎず官道と稱する中に私人の土地境界表示たる界石を發見するが如き矛盾あり。

## (3) 境界不明の場合の紛争解決方法

境界不明にして土地の争執を生じたる場合は甲長、副甲長、古老等立會の上之を審議するも解決せざる時は縣公署、法院に告訴の上解決を求むるものとす。

## 三、業主権の境界に關する慣行

## (1) 公益的制度

(一) 祠廟の正面に土地を所有し、之に建築又は植樹するは自由なれど、道德的宗教的良心に訴へ祠廟の尊嚴を傷けざる範圍に於て之をなし得。

(二) 業主が自己の土地に墳墓を設置することは自由にして何等制限なし、然るに典主又は佃戸が佃又は祖地に墳墓を設置する場合は制限あり。

## (2) 私益的制限

(一) 境界線上に於ける牆壁、近接せる建築物を修理するために隣地に立入る場合と雖も隣地の承諾を要す。  
(二) 土地の分割又は一部賣買により袋地を生じたる場合は圍繞地主の私設道路を使用することを得、私設の道路の無き場合も圍繞地の通行は容認するを普通とす。

(三) 高地より流れる雨水其の他の自然の流水に對し低地の業主は之を容認するの義務あり。

又甲地に栽植せる樹木のため乙地の耕作物に被害ありたる場合も一般に沒法子とするも合議の上之を除去せしむることを得。

#### 四、業主權の共同に關する慣行

##### (1) 合有關係の場合

##### (一) 共同相續財産

共同相續財産の管理は各相續人の内有力者一人を選び交互に之が管理に當り其の分割は勿論、均分なるが分割前に處分することは許されず。

##### (二) 祭 田

イ、祭田は祀産、蒸嘗田とも云ひ廟地を香煙地、香火地と稱す。

ロ、祭田は祖先祭祀を目的とし、永久に絶滅すること無き様に特設せる共同財産にして、容易に分割出賣することを許されざるものとす、而して那家の祭祀の用に充つる祭田五响あり一般財産とは別個のものなり。

ハ、祭田の管理は那家五大股より毎年交代し、一人の管理人を選定す。即ち管理人は管理委員より選出され毎年交代して管理す。之を「輪管」と云ひ交代するを「輪流」と稱す。

ニ、祭田の利用方法は祠廟の祭期に至る時は祭田の収益を以て祭品に供へ祠廟を祀る。

ホ、祭田の収益にして祠廟に祭品として備へたる後、殘高ありたる時は之を管理人により處分することあるも、祭田は決して處分されることなし。

##### (2) 共有關係の場合

本屯に於て共有關係あるものとして池沼あり、觀念的に池の持分を有す。例へば池の周圍の土地を分家に際し四分せる時は池も各自持分を有し、更に土地の譲渡に當りては池の持分も移轉す。

#### 二、普通租に關する慣行

##### 一、租契約の對象

(1) 租契約は既耕地に對してのみなし得。未耕地、山場、牧地等に對する租契約なし。

(2) 官、公、私有地は共に租の對象たり得。

例、伊通縣財務局の土地を佃戸が租用するが如し。

(3) 業主地、典地に對して租契約をなすことを得。

##### 二、租契約の立契方法

(1) 租契約をなす時は必ず租帖を作製す、租帖の數は一枚にして業主之を所持する慣習にして、二枚を作製し各々所持するが如きことは稀なり。

##### (2) 立契方法

租契約立契の時は當事者の一方が仲人、紹介人等を介して租契約の申込をなす、當時者の交渉はすべて仲人を介す、仲人の選定方法に關しては別段の制限なし。

三、租戸は自由に租地に變更を加ふることを得ず、變更せんとする時は出租者の許可を要す。

四、租戸は租權を第三者に譲渡することを得ず。

五、租戸の負擔する公課は地方税(畝捐)保甲税にして田賦(國税)は地主の負擔とす。

六、土地の修繕費は地主の負擔とするも簡單なる修繕費は租戸の負擔とす。

七、租の年限は一年租普通にして毎年之を更新す。二、三年の租を以て最長とす。

八、租糧(小作料)は物納にして一响當二石、二・五石の定額を普通とす、租糧は土地の良否に依り豐凶年を問はず收むべきも凶年時は免除

す。

租糧納附の時期は「春前秋後」の何れにても可なるも一般に「秋後」即秋の收穫後納附するもの多し。

九、押租錢を徴收す此の場合の押租錢は敷金を意味す。

例、地主を甲租戸を乙とし甲は乙に四五响を出租し此の小作料九六石とす。此の場合乙は甲に押租錢として百元を提供す。月三分利（十ヶ月計算）年三割計算にて三〇圓の利子を減額す。現在高粱一石一〇圓見當とし、約三石を小作料より引く即九三石の小作料を甲に支拂ふ。而して租契約完了の時此の押租錢を返納す。

### 三、租房に關する慣行

一、租房（建物の賃貸借）契約は敷地の賃貸借を含む場合と含まざる場合あり、單に家屋のみ賃貸借する場合多し。

二、租帖を必要とせず口頭契約に依る。

三、租房期限は一年を限度とす、房租（租價）は一半に分ちて納附すること多く房租の増減なし。

四、家屋の内修は租房人の負擔外修は房主（房東）の負擔とす。

五、敷地の賃貸借は家屋の賃貸借を意味することあり、即賃貸借せる敷地に家屋ありたる時は、家屋も此の内に入り別に房租を要せず。

### 四、地上權に關する慣行

一、家屋を建築する目的にて他人の土地を長期に亘りて借りる場合を地皮租と云ふ。

二、地皮租に對する對價は毎年一回拂ふ場合あり、又は豫め數年分全額を前拂するものあり一樣ならず。此等は當事者に於て保證人を立て契約するを普通とし之を租帖と云ふ。

三、地皮租に關する年限は一定せず、八年乃至十二ヶ年を最長とす。

四、土地返還に當り地主が地上物件を買收せんとする時は別個の契約を要するも地主が時價にて建物を買收せんとする場合地上權者は拒絶すべからざるものとす。

五、地上權者が期間満了に依り地主に土地を返還する時は、必ずしも地上權設定前の原狀に恢復して返還するを要せざるものとす。

六、家屋の轉賃は期限内には當然地基の轉賃をも意味せず而して地上權の讓渡は許さず。

七、期限前建物が滅失したる場合にも租地契約は依然有效なり。

八、期限前立退く事あるも其の場合の家屋の處置に就ては、當事者内の合議に依りて決定す。

### 五、典權に關する慣行

#### 一、典契の立契方法

典權を設定する場合原主は中人を介して、典主に申込み當事者の意思一致すれば、中立人代字人等立會の、普通文契二通を作り當事者各々之を所持す。

二、典限（回贖不可能期間）に關しては別段の定なく回贖は何時にても可能なり、春前秋後になすを普通とする。

三、典の存續期間を定むる慣行なし。

四、典價は賣買價格の $\frac{1}{2}$ 乃至 $\frac{2}{3}$ に相當するもの多し。

五、原主は典主に對し典價の増加（拔價）を請求することを得。

六、典主が拔價に應ぜざる時は原主は別典する事を得。

七、回贖に際して典地附加物は原主に買取義務なく、典主に賣渡義務なし、然し原主が安價にて之を買取る場合多し。

八、典地の公課は典主の負擔にして大租、契稅を負擔す。

九、典主は典地を轉典することを得、原典主は轉典に依りて典關係より完全に離脱することなく、轉典後も典關係は繼續す。この場合の回贖は原主が原典主に對し回贖し原典主が更に轉典主に對して回贖す。

十、回贖は秋の收穫後又は清明節前になす、即ち「春前秋後錢到歸贖」は之を意味す。

### 六、押權に關する慣行

一、金錢貸借に當り一定不動産を指定し一定期間到來せば、借錢の返済又不不動産の使用収益を認むべきことを約す。即押契約なり一般に之を指地借錢、指房借錢と稱す。



## 二、押の立契方法

(1) 押契約に際し文契を立つるもの老契を交付するもの、口約のみに依るもの等内容種々あり。本屯に於ては口約のみにて別段老契不動産をも交附せざる場合多し。蓋し對人信用に依り近親者間に行はるを普通とするを以てなり。

(2) 口約によるとき老契を交附せず。

(3) 借契(押契)を立つる場合も交附せず。

(4) 押の名を藉りて不動産の占有を移し典の實をなすことあり。典契約は官の手續等煩はしきため押契とす。

三、押の期限には何等定めなきも一年のもの多し、利子は秋收穫後支拂ひ延滞なき場合には期限到來後も押關係を繼續す。

四、押價は不動産賣買價格の1/3に相當し租帖上の押價は借錢額のみとし利子は含まず、利子は金納又は物納とし金納の場合は月三分年三割の利子多し。

五、一の不動産を二個以上の押契約の目的物とする場合なし。

(附) 戴擁頭地

自己の所有耕作せる土地に押典等の制限ある土地を戴擁頭地と稱す戴擁頭は馬の口具を指す。

## 權利得喪に關する慣行

一、先占、添附

二、賣 買

三、交 換

四、贈 與

五、相 續

一、先占、添附

一、河流の沖積、池沼の干乾等に依りて生じたる河淤地、水泡淤地に對しては近接土地所有者が、官に届出ることのみに依り其の所有權を取得す。

二、所有權取得の公認を得るには該土地取得者は縣公署に出頭し河淤地、水泡淤地の生成したる事實、甲長四隣等の證明等を提出す。官は事實を調査の上魚鱗冊面積の更改、地券の下附をなし以後賦稅徵收す。

三、土地を有し其の一部が水害の爲滅失したるときは、土地所有者に於て縣公署に出頭し滅失面積を、魚鱗冊より控除すべく申請し地券面積の訂正をなし租稅を免ぜらる、かかる土地が再び淤漲して普通の耕地となりたるときは、當然以前土地を失ひたるものの所有に歸すものとす。

二、賣 買

土地賣買契約締結の方法

一、賣買の申込は直接に行ふことなく總て仲介人、仲見人、紹介人等の中人を介して之を爲す。

二、仲介人は中立人、中宇人は信用あり且つ親密なる者より之を選択す、主として部落に於ける有力者とす。

三、賣買土地の實地踏査は賣買兩當事者、仲介人等現地に立會し繩子を以て測る(一部賣買の場合に多し)實際に於ては地券表示面積、呼稱面積等に依り實測をなすこと極めて稀なり。

四、土地の賣買に際しては白契(契約書)を作製す、即ち土地賣買當事者雙方の意見一致すれば賣買當事者中一人、四隣等會合し宴會を開き記名捺印す。

白契のみにては公信用なく完全なる所有權の移轉に非ざるに依り、六ヶ月以内に之を紅契となすべきものとす、白契作製の際に要したる宴會費は買主之を負擔すること多し。一般に仲介人の報酬は賣買價格の100にして賣主三分買主二分とす。

五、契稅、過割の手續は買主がなし其の費用も買主の負擔とす、契約成立後六ヶ月以内に縣署に出頭し契稅(百分の六)を支拂ひ過割(更名)をなす。

六、契稅及過割を避け白契のみにて賣買することなし。